

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？



人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なものの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「セクハラ」についてお伝えします。

セクハラが企業にもたらす損失について

なぜ、企業は組織としてセクハラ対策に取り組まなければならぬのでしょうか？

セクハラは被害を受けた当事者が最大の被害者になりますが、同時にそうした行為を許した企業にも大きな損失をもたらします。

大切なのは共に働く人たち

○職場環境の悪化

セクハラ行為に対しても甘い、あるいはそれを許すような職場では、確実に職場環境は悪化していく、働く人たちに心理的な悪影響を及ぼします。つまり、こうした職場では円滑で快適な人間関係を築くことは不可能になります。

○モチベーションの低下

職場環境の悪化は、当然のことながら業務面にも悪影響を与えます。モチベーションの低下による作業効率の悪化やミスの増加は、製品の品質や顧客へのサービスなどにも影響を及ぼすことになります。

○直接的損失

セクハラは時として損害賠償

○人的損失の発生

給与などの待遇条件や施設環境が悪化すれば、働く人の定着率の低下を招くだけでなく、優秀な人材の流出ということも起ります。

○企業倫理観の喪失

職場でのセクハラ行為を放つておく企業は、基本的に企業としての倫理観が欠如していると考えられます。問題を小さくして解決しなければ、それがやがて企業風土となり取り返しのつかないことになります。

○企業イメージの悪化

改正雇用機会均等法により、事業主はセクハラ対策として雇用管理上必要な措置をとるよう義務づけられています。さらに、行政からの是正勧告に応じない場合は、厚生労働大臣はその旨を公表できると定められています。

職場内でのセクハラは、これまでしばしばマスコミに登場していますが、企業名が社会一般に知れ渡ることで企業イメージは一挙に悪くなり、そのことによる経済損失は計り知れません。

使用者責任について

セクハラをした本人は民法709条の不法行為責任を問われますが、さらに、使用者については民法第715条で「ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償した責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない」と規定されています。

※来月もセクシャル・ハラスメントによる人権侵害について、お伝えします。

村民みんなで「ハートがたくさん の村」をつくりましょう。